

第三十八回国会 建設委員會議録 第三十号

(五一二)

昭和三十六年五月十二日(金曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 加藤 高藏君

理事 木村 守江君 理事 佐藤虎次郎君

理事 瀬戸山三男君 理事 松澤 雄藏君

理事 石川 次夫君 理事 中島 巖君

理事 山中日露史君

逢澤 寛君 綾部健太郎君

大倉 三郎君 大沢 雄一君

大高 康君 金丸 信君

前田 義雄君 松田 鐵藏君

山口 好一君 岡本 隆一君

栗林 三郎君 兒玉 末男君

實川 清之君 日野 吉夫君

三宅 正一君 田中幾三郎君

出席國務大臣

建設大臣 中村 梅吉君

出席府委員

建設事務官 關盛 吉雄君

(計画局長)

委員外の出席者 山口 乾治君

専 門 員

五月十二日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として片山哲君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

連合審査會開會に関する件

公共用地の取得に関する特別措置法案(内閣提出第一七九号)

○加藤委員長 これより會議を開きます。公共用地の取得に関する特別措置法案を議題とし、審査を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。中島巖君。

○中島(巖)委員 質問に入るに先立ちまして、今回の公共用地の取得に関する特別措置法案に対して私の見解を先に申し上げまして、それから本論の質問に入りたいと思つております。

この特別措置法案は、親法である土地収用法の特例であることは、私が申し上げるまでもなくはつきりいたしておるところであります。そこで、現在までに土地収用法が法律通りの確に施行されておったかどうか、現在までの土地収用法の適用について非常に欠陥があったのではないか、こういうようなことを私は思つておられます。

一つの例をもつて見ますと、私の方の駒ヶ根に中部電力の黒川発電所というのがあったのでありますが、この黒川発電所の施工にあたりまして、送電線の問題で非常にめめたのであります。発電所を設置するときに、送電線の要ることは、はつきりわかつておる。にもかかわらず、発電所の工事がほぼ完成するというまぎわになって、初めて用地の交渉をしておる。そして、これが非常に紛糾しておるわけでありまして、土地収用法を十分に活用せずにおきまして、用地の取得が困難だ、こういうような理由から安易な特別措置法にたよるということが、これは顯著じゃないかと思つております。

それから、第二点といたしまして、この土地収用法の施行者はほとんど建設省で行なう。ところが、新しい特例法におけるところの審議會は建設省の所管になっておる。従つて、内閣にこれらの審議會を直屬せしめて、第三者の公平なところの裁断を必要とするのを、施行者である建設大臣がこの任命を行なうことになっておる。これは明らかにいふゆる建設省の官僚の一群が、自分の手にそつたような一切の權益をおさめる、そして公權力の上にあぐらをかいて、いろいろな事業を自分で權力を握つて行なつていく。こういうにおいがこの土地収用法の今回の特例法において非常に強い。こういうことをはつきり指摘したいと思つております。

しかし、われわれは、本年度公共事業が非常に膨大になっておる、そしてこれを消化するために何らかの方法を考えなければならぬというところは、これは同感であつて、そして公共事業の遂行を円滑に進めたい、これに對しては極力全力をあげて尽力するといふ考えには変わりはない。けれども、ただいま申し上げましたような現行の土地収用法ですら満足に活用せずにお

いて、そしてこの特例法を設けて、特例法の上にあぐらをかいて、官僚の権限を拡張するといふようなことはないが、この法案の中に非常に強いことに對して私は遺憾である、こういうことを前提として質問したいと思つておるわけでありまして、

そこで、質問の第一点といたしまして、現在の土地収用法において非常の不備があるとか欠陥があるということ、この特例法を提案いたしましたのだと思ひますけれども、それらの具體的事例について、納得のいくような説明を求めたいと思つておるわけでありまして、

○關盛政府委員 ただいまお尋ねのございました点は、公共用地の取得に関する特別措置法案の提案の理由にも關係するわけでございまして、最近において土地収用法の適用件数も次第に増加して参つております。必ずしもこの土地収用法の運用の欠陥が起らないように指導いたしておるわけではございませんが、しかし、現行の収用手続の円滑化をはかるために、不備な点を、特にそれは緊要な事業に限りましてあげなければならぬと思つてございまして、従つて、土地収用法の諸手續が円滑に行なわれることができるように、また、それらのことと並行いたしまして、被収用者の損失の適正な補償の確保に關する措置を講ずることがこの措置法の要点でございまして、現実問題として、起業者が行政機関等の意見を求めるのにかなりの長期間を要し

ておる。その結果、事業認定の申請が遅延しておるといふようなことであるか、あるいは町村長が事業認定申請書の縦覧の事務を怠るということがありまして、そのことで収用手続が遅延する。あるいはまた土地調査、物件調査の作成をするのに立ち入り調査をしなければ作成ができない、こういうふうな場合に、調査の立ち入りをこばみ、または妨げられるといふふうな場合におきましては、どうしてもしもそのようないち入り調査ができなければ裁決申請書が作れない、こういうふうな場所柄につきましては申請書の提出が遅延するといふことがあり、あるいはまた現行の百二十三条の規定につきましても緊急使用の制度があるわけではございません。これらが必要十分なものではないのでありますので、そういうふうな諸点にかんがみまして現行の土地収用法の中で特に緊急性の高い、公益性の高いものについてのみ特別の制度を考えまして、調査会からこの線についての答申がありまして、これを提案することになったような次第でございまして、

○中島(巖)委員 今、局長の答弁で、補償の適正、それから緊急の工事を要請に對してもっとすみやかにしなればならぬ、それから町村長の申請書の提出がいろいろな地元の關係でおくられるから、それらを急速に行なうための必要のことを新しい措置法にお

いて規定したのだと、こういうように言われましたけれども、この三点でいいのですか。それとも、まだほかに何かあるわけですか。

○關盛政府委員 ただいまお尋ねの点は、現行収用法の手続から見ると、実際に不備な点があるかということからお尋ねがありましたので、お答え申し上げます。たのびでございますが、今回の特別措置法による土地収用法との違いというふうな意味から申し上げますと、まだ数個の点があるわけでございます。それは大きく分けまして、土地収用法の特例に關する事項を入れたということ、これは現行の土地収用法には記述してない事項を追加したという意味で特例と理解していただきたいのでございまして、それが第一点。それからまた、第二点は、今申し上げました事業の円滑な遂行をはかるために必要な諸手続のなめらかな運行をはかるための手続、それから第三点が、損失の適正な補償の確保に關する措置。そして、このそれぞれの規定は、現行の土地収用法の特例にもなる部分があるわけでございます。

○中島(慶)委員 そこで、もう一度局長の答弁を確認しておきたいのです。損失補償の適正の確保をはかるということが一点と、それから現在の土地収用法より以上に円滑に運べるようにするのが一点、この二つのことが具体的に今言われたわけですが、その他まだありますか。問題の焦点をしばって順次質問したいと思ひます。

○關盛政府委員 この公共用地の取得に關する特別措置法の第一条の条文をちよつとごらん願ひたいと思ひます。

この第一条には、「公共の利害に特に重大な關係があり、かつ、緊急に施行することを要する事業に必要な土地等の取得に關し、土地収用法の特例等について」というのがございまして。この土地収用法の特例は、先ほど申し上げましたように現行収用法に掲げてある事項を特別な例外規定として設けた部分と、現在の土地収用法にない事項を追加したというものを特例といひますが、そのほかに、ここに「特例等」という字が加わつております。

これは、この特定公共事業として認定を受けます事業につきましては、現物を給付に關する第四十六条、及び生活再建に關する第四十七条の規定が加わつておるわけでございます。この四十六条、四十七条というものは、現行土地収用法にもない、むしろ特定公共事業の土地等の取得につきましては、契約によつて取得される場合とあるいはまた土地収用法によつて取得される場合、いろいろあるわけでございますが、いやしくもこの事業が契約等によつて取得される場合から、この生活再建、現物給付という道を制度的にまづ作つた、これが現行の土地収用法にはない事項でございます。なお、この規定を形式的に申しますと、特定公共事業のいわゆる認定をいたします場合におきましては、審議會を作りまして、第七條にありまふように、公共用地審議會の議を経ることになっております。その審議會の關係の條項でありますとかあるいはこの特定公共事業の内容は、土地収用法の事業の認定を得られる事業の中から特に限定列挙的な事業を選びまして、重要な事業に限つてのみ特定公共事業というものの認定

をいたすわけでございますが、他の都市計画法という都市計画事業についての規定もありますので、それらと事業認定の關係についての特例を定めたのが「特例等」の「等」に入るわけでございます。しかし、達観して申し上げますと、ただいま申し上げましたように、この特別措置法の内容というものは、それらの事項を除きまして、事業の円滑な遂行と、土地等の取得に伴う損失の適正な補償の確保、この二点が大きな眼目になっておる次第でございます。

○中島(慶)委員 そこで、非常に抽象的に損失補償の適正な確保ということをお尋ねするけれども、この一つの点について基本的な態度をお聞きしたいと思ひます。われわれは、基本的な態度というものは建設省にできておらぬ、こういうふうに考えるわけですか。その一番の理由をいたしまして、要するにただいま局長からお話のありました損失補償の適正な確保ということとは、問題は補償の問題一点に止まられるわけなんです、その補償の基本的問題といたしまして、財産権と生活権というものをどういうふうに住設省は考えておるか。私は財産権という問題は、今普通一般に、建設省の考えておるような、臨時の価格とかいうようなことで足りる、こう考えるのです。ところが、生活権という問題になってくると、これは容易でない問題が起きてくるわけなんです。たとえば六反歩でもって農業をいたして、それで六反歩の中から三反歩公共用地に取得されたとしても、あとの三反歩ではそこでもって農業ができぬことにな

る。従ひまして、この損失補償の場合において財産権と生活権、この点について、もう少し深い建設省としての認識があつてしかるべきだ、こう考えるのです。

それから、先ほどあなたの言われたように、確かに四十七條において「生活再建」の措置とあるのはありまふけれども、これは非常に抽象的な論理だけであつて、具体的にどうするかというふうなことは出ておらないので

従つて、私が今質問をする一点は、この損失補償の問題で第一点といたしまして、財産権と生活権を同一に見ておるか、區別せずに考えておるかという点。いま一点は、今説明のあつた四十七條の生活再建の措置について、政令が何かで、もっと具体的に明文化するのかどうか、もしそういうことがないとするれば、建設省としては具体的にどういう考えを持っておるか。この二点をお伺ひしたいと思ひます。

○關盛政府委員 御承知の通り、この特別措置法は、その基本のベースを土地収用法に根づいておるわけでございます。従つて、その特例に關する部分というものは、さらに、この特定公共事業という限定された事業に伴ひまして公益と私有財産との調整に關する限界を規律いたすのが、この法律の目的でございます。

ただいまお尋ねのございましたように、生活権という問題についての補償に關連したお話があつたのでございまして、現行の土地収用法におきましては、現在の収用委員会が裁決をいたしますところの損失の補償につきまして

は、土地収用法の第六十八條から第九十條までの間におきましてそれぞれ規定を設けておるわけでございます。この収用委員会が定めております規定は、つまり収用に關する損失の補償ということ、これが収用法上の損失に關する基本になっておるわけでございます。従つて、ただいまお話のありましたような生活権の補償をどのように考えるかということにつきましては、収用法におきましては収用、使用による損失の財産権の補償という立場から規律されておるわけでございます。今後どの程度生活権の補償まで含めべきかということにつきましては、公共用地審議會がこの法律制定後にできまふ、一年間それらの補償基準に關する問題等についても審議をしていただくことになっておりますので、その際に十分検討して参りたい、こういうふうに考えております。

しかし、何はさておきましても、重要な特定の公共事業が大規模に実施されますこともすでに御指摘の通りでございます。これは現在の法律の体系におきましては、やはりまずそれより先に生活再建に關する対策というものを制度化いたしまして、この四十七條におきましては、「特定公共事業に必要な土地等を提供することによつて生活の基礎を失ふこととなる者」に對しましては、今回のこの法案におきましては知事にそれらの人々が実施のあつせんを求め事項を明記いたしまして、そして知事が關係の行政機関なりあるいはまた起業家等、あるいは市町村長なりと相談をいたしまして、これに對する再建計画を指導いたしまして作成をする。そして契約によつて土

○中島(順)委員 これ以上この点を押し問答してもむだでありますからやめますけれども、確かに四十七条において生活再建の措置をうたっておりますが、これは具体的に何らどうこうというのではなくして、ただ抽象的な論理だけのものである。これは私、非常に不満でありますけれども、それ以前の問題として、補償を決定する場合において、ただいま申し上げましたような財産権と生活権、この二つを分離し

それから緊急に公共事業を進めるためにこの制度をこしらえたんだ。その他適正な補償であるとか、あるいは円滑であるとか、審議会だとかいうようなことを言いますけれども、中身はその一点に尽きると思うのです。そこで、現在の土地収用法の百二十三条において、緊急使用の措置ができておるわけであります。

土地収用法の百二十三条は、「収用委員会は、第四十一条の規定による裁決の申請に係る事業を緊急に施行する必要がある場合で、第四十八条第一項の規定による裁決が遅延することによって事業の施行が遅延し、その結果、災害を防止することが困難となり、その他公共の利益に著しく支障を及ぼす虞があるときは、起業者の申立により、土地の区域及び使用の方法を定め、起業者に担保を提供させた上で、直ち

○**關盛政務委員** 第二百二十三條の規定の問題から御質問があつたのであります。が、現行土地収用法の当該事項の条文は、「緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用」ということで

うなところでないようなところにおけるかりの暫定的な使用という制度にならざるを得ないのでございます。しかも、これらの緊急使用によつて、土地等が使用されます人には、その場合におきましては起業者が見積もりましたところの損失の補償額というものを提供することになっておりまして、必ずしも今回審議をお願いしておりますような、大規模な、緊急な事業というもののによつて、究極的に公共用地として原状回復することなく取得しなければならぬ、こういうふうな土地につ

て、土地収用法の全体の事業認定を受けて、土地収用事業が一応対象となっておるわけでございますので、現行の百二十三条を土台といたしまして、これの形を変えていくということは、必ずしも事業の実施の立場のみでなく、被収用者の財産権の適正な保障^{（一）}という観点からも明確化を欠いておりますので、

は適切であろう、こういう考え方で調査会におきましても審議の結果答申をいただきましたので、そのような線です立案をいたした次第でございます。

○中島（毅）委員 今、百二十三条に対する局長の説明を聞いておると、これは緊急に使用するだけであって、取得できないのであるから適正でないとい

て目的を達せられる、こういうように考えておるわけでありませう。それとは別の問題として、實際問題として、今までこの百二十三条を適用して、そして土地の取得ができず、解決できずに、六カ月の使用期間後においてまたその前の土地の所有者に戻ったような事例があるかどうか。あるいはこの百二十三条を適用した件数が現在まで何件ぐらいあるのか。あるいは昨年何件あり、その前の年に何年あり、そして

○開盛政府委員　ただいまお尋ねの点は、現行百二十三条の規定による緊急避難の使用許可の実例についてのお尋ねでございますが、これは全体の件数といいたしましては今日まで二十六件でございます。駐留軍関係の土地の使用、つまり駐留軍の宿舎に使われた例が多いのでございますが、その件数は十六件

個所は、このようなところにとどまらず、市街地におけるいわゆる交通関係なり、それらの施設の整備の事業が多いのでございます。また、大規模なダム等につきましても、必ずしもこの緊急使用の制度を直ちに改善をするだけでは、両方の立場にとつてはその目的を達することは困難だ、こういう考え

問する要点をはずれておるわけなんです。今、局長の答弁だと、この百二十三条の適用によつて緊急使用した件数が二十六件ある。そのうち十六件は駐留軍で、その他が十件である。こういう答弁であつたわけですが、この二十六件を適用したのはどのくらいな期間のうちか。一年のうちか、二年のうちか、三年のうちか、あるいは四年のうちか、五年のうちか、その点。もう一つは、二十六件を百二十三条

そのようなわけでございますので、ちよつと申し上げる次第でございます。

この特別措置法の公共用地審議会は、土地収用法の実施と不可分の關係になつております。従つて、建設大臣が、これの事業認定をいたす、その際に、審議会に、お尋ねのように、確かに国

全体の事業を公平な立場で、当該事業がその認定に値するかどうかということとを諮問するわけでございますから、内閣の議を経まして大臣が任命する、こういう立て方にいたしましたのでございます。

○中島(駿)委員　いろいろ陳弁これ努められたようであります、審議会は、事業施行者とそれから土地収用される者ととの間に立つて、公平な判断をしたり、それからこの事業がはたしてこの特例に値するところの事業である

かどうかということを確認したりすることが大きな仕事のわけであります。その場合において、その事業を計画したり、事業を施行したり、土地を収用したりするところの建設大臣が、この審議会の委員を任命する。こういうこ

とは、どうしても理屈に合わないのですよ。今、局長は、内閣の承認を得てということは何回も繰り返しましたけれども、これは、形の上はそうなっております。形の上はそうなっておりますけれども、

も本質的にはそういうものじゃない。従って、施行者が審議会の委員を任命するというようなことは、これはもう実際ごまかしの審議会である、こういうふうに言われても、これは口があぬわけでありませう。きょうあらた

処分の規定がございすけれども、河川管理者としての、つまり立場の規定でございまして、その土地を取得することに關連する問題の抗告の訴訟とは事項が必ず一緒になるかどうか、ちよつと具体の実例をお聞きしますと、われわれわかりにくいのでございす。もし、そういうふうにお教え願ひましたら、そのようにお願いしたいと思ひます。

○中島委員 これは今、そういうように局長は分けて言われるけれども、いずれもその財産権の侵害に關する問題です、基本的には。そこで、たとえば一つの例を申し上げますと、私の方に中部電力の黒二という発電所があるのです。この黒川発電所で、送電線の問題あるいは発電所の問題なんかがあるのです。これがつまり、水利使用の許可に對するところの地方長官の行政処分に対して異議の申し立てをしたわけですね。異議の申し立てをして、訴訟をしたわけですね。そして、その後において、訴訟ではいけないのだ、これは直ちにたゞいま申し上げました条項によつて行政訴訟を提起しなければいけない。それで、行政訴訟を提起したわけですね。そうすると、この規定にも有効期限があるわけですね。六カ月たつてゐるから、行政訴訟は受け付けられない。こういうことで、つまり法務省の訟務局から出てきた検事さんたちと非常な論争をしたことがあるのです。ところが、今回の特別措置法、土地収用法の特例と申しますか、これによつてやつた場合においては、今度は訴訟を提起した後に行政訴訟を起すことになる。従つて、こういう大法案を

こしらえる建設省は、自分の内部の体制くらいは、はつきりと確立して出たらどうですか。

○關盛政府委員 少しわかつて参りました。ただいまのお話は、ダム設置に伴ひまして、この河川の流水の占有をしなければならぬというので、水利権の許可を電力会社がもつた、こういうふうなことに對して、その流水の占有を許可することが適法かどうか、不当かどうかという争ひの争ひに關する抗告の訴訟の提起の意味のように解釈したのでございす。それが、それでよろしゅうございす。そういふ場合においては、かりにその当該土地がダムで水没するということと土地収用法が適用される場合にはどうか、というふうな意味に理解したことでございす。いまいちよく。ちよつと、その辺がわかりにくいのですが……

○中島委員 わかりやすく一つ質問します。質問者もまだ非常に大ぜいあるようございすので、またいづれ勉強して、機会をあらためて質問いたすことにいたします。

今までの質疑応答の結果から申し上げます、この百二十三条の適用によつて、あるいはこの一部改正によつて、これらは過去の二十六件に及ぶ件数から見ても私はできる、こういうふうに考えるわけでありす。

ばいけない、こういうことを感じたわけでありす。

第三点といたしましては、先ほどから申しましたけれども、この審議會が、これは内閣に直屬せしめて、そして、内閣総理大臣の任命で国会の議決を経るような中央機関をこしらえて、それから、各都道府県ごとにこういうふうな審議會を設置すべきものである。施行者であり、起業者であるところの建設大臣が審議會の委員を任命するということとは、審議會であるとか、委員会であるとかというものの性格から考へてみてこれは適當ではない。こういうふうなことを強く感じたわけでありす。

それから、最後にございまして、行政訴訟に入る。いわゆる公権力の発動に對するところの對抗手段としての訴訟であるとか、あるいは異議の訴えであるとか、行政訴訟であるとか、こういうことに同じ省の建設省内において、河川法や、あるいは土地収用法、あるいは都市計画法などがまちまちになつておる。これを早く一本に改めるべきである、こういうふうに考えるわけでありす。

しかし、基本的には、この公共事業を大幅に迅速に推進するために何らかの処置をうたわねばならないけれども、今までの土地収用法の活用を怠つていて、そして今度の特例法を出して、その上に官僚があぐらをかいて仕事をするとおのづから非常に強いことを、はなはだ私は遺憾に思ふ。

○加藤委員長 山中日露史君。問を終わります。

ら、いろいろこの法案についての御質問がございしたので、できるだけ重複を避けまして、簡潔に御質問申し上げます。

この法案の内容に入ります前に、大臣にお尋ねしておきたいことは、単にこの法律に限らず、先般本委員会を通じました市街地の改造の法律にいたしまして、どうも政府の出して参ります法律というものが、そのときに産業の発達状況とにらみ合せて常に後手々々になつておる傾向が非常に強いのであります。今度の法律も、従来の土地収用法ではまかない切れないうる点がある。これを改正して、そしてその目的を達しよう、という形が出てきておるわけですね。

そこでお尋ねしたいのは、こういう法律を出す前に、この狭い日本の国土でありますから、一体この狭い日本の国土で公共用地に適する土地、またその面積は一体どのくらい確保しなければならぬか、あるいは公共用地はどうするか、住宅用地はどうするかというふうな、国土の総合的な利用計画というものがやはり樹立されなければならぬのではないかと。この点について、は、むしろ国土総合開発法に基づいてそれぞれ研究されておると思ふので、すけれども、私も寡聞にしてまだその点知つておりませんけれども、そういう点について、大臣はどういうふうな考えを持っておるかをまずお聞きしたい。

○中村國務大臣 国土総合開発についての基本的な問題についての御意見でございす。工業用地がどのくらい要るか、あるいは公共用地がどのくらい

要るか、あるいは公共用地の中でも道路その他各般にわたる公共用地についてどのくらいかの国土の利用を考えなければならぬか、こういうような問題はできるだけ早く目標を明らかにすべきことであると私も考へます。この点につきましては、御承知の通り、国土総合開発法ができました相当年限を経過しておりますが、なかなか国土総合開発というものは總体的問題として困難でございすので、まだ十分に進行をしていない段階でございすことは、御承知の通りでございす。

最近、池田内閣になりまして、経済企画庁が中心になつて、国土総合開発について調査、立案を活動に行なうことになりまして、目下経済企画庁が中心になつてその作業を進めておる段階でございす。これがしげはれて参りませんと、公共用地の面積、あるいは工業開発に要する所要面積、あるいは地点、こういうようなものが出てこないわけでは、まだその所要範囲というものも申し上げることができないような段階にあるわけではございす。

○山中(日)委員 この点はきつめて重要な問題だと考へますので、建設省としても、すみやかに建設省自体の案をお立てになつて、できるだけ早い機会にこういう計画をお立てになることを希望いたします。

それからもう一つは、今度の法案のねらいは、いわゆるごね得を抑制するといふねらいがあるわけでありす。むしろ、大ぜいの者が賛成してゐるのに、一部の者が自分の利益のためにごねる、そして、長引かせればそれだけ補償金がふえる、こういう不心得者

は私もも許すことはできないと思うのでありますが、なぜそういうごねる者が出てくるかというその根本を考えてみますと、結局やはりこの公共用地を取得する場合に、その土地の地価に對するはつきりした計画が政府にないから、結局その辺にダムができる、あるいは施設ができるということになりますと、どんどん地価がつり上がっていき。そういうところにござる者が出てくる根本があるわけです。従って、こういう法律を出す場合には、やはり今の総合利用計画と同じように、この地価の高騰を抑制する何らかの方策が並行的に考えられなければならない、この法律は円滑に運用できないのではない、か、こういうことが考えられますので、その地価抑制に對する方策がどの程度今立てられておるか、これを一つ承りたいと思います。

○中村國務大臣 地価抑制対策ということは非常に重要な問題でございますが、これは個人の財産権との関係もございまして、実はわれわれ何か名案があったならば、一つ立案をいたしたいと思つて苦慮いたしておりますが、なかなか出てこないような段階でございます。大蔵省等におきましては、非常に地価の値上がりしたことによつて生ずる利得に對する何か特別の課税措置のようなことを研究する必要があるという意見等もございまして、研究をされておるようでございます。現在では不動産譲渡所得税の制度がございますが、これとても地価抑制の措置にはなっておりませんので、地価抑制対策として、一つ今後ともあらゆる知能を動員いたしまして検討を加えて参りたいと思つております。

○山中(日)委員 この点もきわめて重要な問題だと考えますので、すみやかにその計画の実行をお願いしておきたいと思ひます。

それから、法案の内容に入ります。が、今度の法案で、今までの土地収用法にない特色は、いわゆる緊急判決という制度を作つて、そして仮補償金という制度を作つて、そしてそれで土地を収用してしまふというのが今度の法案の特色だと思ふのです。この点について、これは一体憲法違反になりはせぬかというような議論もあつたやに承つておるのです。今までの土地収用法でありますと、結局その補償金というものを前に被補償者に支払つて、それから収用あるいは使用に取りかかるといふわけになります。ところが原則に於いては、また憲法の精神からいつても、そういう点がうかがわれるわけでありまして、今度の場合は、大体その見積もりをきめて、そしてかりに払つて、最後の補償決定ができる前に、ほとんど収用してしまふということになるのです。その前払いの従来土地収用法の精神なり憲法の精神に反するのではない、か、こういうような議論もあつておるわけでありまして、同時にまた、内閣委員会でしたか、そういうことのないようにという附帯決議もあつたやに聞いておるのです。そういう点について、建設省では、公共用地取得制度調査会等においてどういふような意見が発表されたか御存じだと思ふのですが、それらの点の経過なり、また建設省のその点に對する見解、こういったものを一つ承つておきたいと思ひます。

○關盛政府委員 ただいまのお尋ねの点は非常に重要な問題でございまして、この公共用地の取得に關する特別措置法案が緊急判決の制度を設けました。仮補償金の支払いをもつて収用した使用の効果が発生をする、こういうことにはいたしておるわけでございます。して、この規定が憲法第二十九条の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」との規定との關係に對しては、公共の用地取得制度調査会におきましては、公共の用地取得制度調査会におきまして、われわれもむしろ關係の學者の方方なり専門の委員の方々に十分お教を請うたやうな次第でございまして、その結論をいたしまして、それは正當であるという結論で、今回の特別措置法案が制定せられることになったのでございまして、この憲法の規定は、私有財産を公共の用に供するためには正當な補償をしなければならぬといふことは申すまでもないこととございまして、その補償が財産の供与に先だつて、またはこれと交換に同時に履行すべきであるといふことまでは憲法は規定してないものであります。また、この点につきましては、特別措置法の草案のいづゆる緊急判決に伴う仮補償金の支払いがありましても、収用委員会はすみやかに補償決定をいたしまして、そして、その清算金として交付すべきものがあつた場合におきましては清算金を交付する、あるいはそれに付いてまた必ず利息をつけて支給しなければならぬ、こういう制度にいたしておられますので、この点につきましては憲法の解釈をいたしまして、また判決におきましても、最高裁の判例

等がありまして、財産の供与に先だつて、またはこれと交換に同時に履行すべきことを憲法は定めておるものではない、という解釈で一致いたしておるわけでございます。そのような考え方になつておりますので、この法律におきましても、先ほど申しましたように、すみやかに補償決定をすると同時に、清算金に對しましては、清算金があつた場合においてはそれを支払わなければならないと同時に、さらにこの利息を付する。あるいはまた、それに対して支払わなかつた場合におきましては、懲罰的な過怠金を課する。こういうこととで、それらの点の疑義のないことの上に十全を期しておる、こういう次第でございまして。

なお、続いておりますので、お尋ねのございました衆議院の内閣委員会におきまして、第三十四回国会におきまして、建設省設置法の一部改正に伴ひまして、公共用地取得制度調査会の付属機關の設置に伴ひます法律案が決定されました。この附帯決議は、補償額の決定前に使用権を認めるというような強権力の弾力強化によつて私有財産を侵害することのないように特に考慮しなさいといふ、重要な附帯決議があつたのでございまして。従つて、このような制度が答申になる前におきまして、大かたの關係の意見の全体の一致した御意見になつて参りましたので、われわれもこの国会の内閣委員会の附帯決議のあつた経過、その趣旨等も十分申し上げたのでございまして。しかし、結論におきまして、最終的には先ほど申しましたやうなことになるのでございまして、これを可とするということになつ

たのでございまして、やはりこの法案におきましては、緊急判決の規定を設けましたけれども、これによつて私有財産権を侵害することのないように、仮補償金につきましては、前払いの規定を設けましたと同時に、緊急にこの土地等を取戻した場合は生じますので、仮住居の提供等の義務を課します。ほかに、先ほど申しましたように、清算金が補償決定について生じた場合合におきましては、それに利息を付する。さらに、起業者の義務の履行を確保するために過怠金を課する、あるいはまた、それらに關する強制執行の規定を設けまして、私有財産権の保護に十全を期しまして、国会の内閣委員会における附帯決議の趣旨に反しないやうにこの案が作られたわけでございます。

○山中(日)委員 憲法上の問題につきましても、私も憲法學者ではございせんから、判例あるいは憲法學者の意見が一致すればその点は了解せざるを得ないわけでありまして。この問題はその程度にいたします。次に、今度の法律案で従来なかつた点は、その事業を始める前に利害關係人にPRをしなければならぬ、かういふやうなことが規定されたわけでありまして。従来この土地収用に關係いたしましていろいろ紛争が起きますのは、事前に十分にその事業の目的、内容等について利害關係人の納得を得なかつたといふところに紛争の原因があつたわけ、この点を未然に防ごうといふ努力がこの法律案の中に現れておる点は、われわれも非常に了とするのであります。ただ、具体的にどういふ

うにして一体関係人の意見を聞き、あるいはその説明をするのか。ただ単に法律にこのように規定があるんだというだけで、利害関係人を集めてた説明をする、意見はないかということをして形式的に聞いたようなことでは、納得を得るようなことはできないわけ、このPRを利害関係人の納得を得るよう努力をするという、その具体的な手段方法というものは、一体どういうふうな方法でこれをやるかというふうなことを考えておられるのか。この手段方法が決定しませんが、結局また同じような問題が繰り返されるおそれがあるのではありませんか、こういう点はきわめて重要な点だと考えますので、この法律を作られたときに、このPRの手段方法について具体的にどういうふうなことを頭にに入れて作られたのであるか、これを一つお聞きしたいと思ひます。

○副委員長 特定公共事業の認定の申請をする前に、起業者に対しては、その事業の実施をいたす場所におきまして関係のある地域の知事なり、あるいは町村の長なり、あるいは付近の住民、その土地の権利の権利者とはより住民に説明をすることにいたしました、それがこれらの事業の関係の方々から協力を得られることを期待する趣旨の規定でございます。この規定の意味と内容でございますが、これはあくまでも事前に事業内容の説明を十分に関係の権利者なり住民にいたすことによつて、地元住民からの意見を聴取いたしまして、妥協な意見につきましてはこれを採択して、計画を適当なものに直すなら直すということが出来るものがあればそのように考えていくことを期待しておるものでござ

います。従つて、この措置の方法といひましては、関係の住民に對しましては必ず権利者に對しまして通知をいたしますと同時に、関係の地元住民と申しまして、事業の種類によりましていろいろ影響の範囲が違つて参ります。たとえば道路のような場合で申しますと、直接道路用地となるその付近地の一定の幅の地帯におる人たちに對しましては、連絡をいたしまして、一定の日時に会場等に集まつてもらひまして、説明をするわけでございます。これは、地元新聞にその周知の方法を記載をいたしまして徹底をする、こういうやり方をとらうように省令で規定をいたしたいと考えておるわけでありまして、従つて、この特定公共事業として影響を受ける範囲は、道路のような線形のものでありまじたり、あるいは、ダムのような場合でございますれば、ダムの設置せられる箇所から下流における漁業補償等の関係がありますので、非常に広範な地域にわたる場合もあると思ひますが、いずれにいたしましても、そのような関係の権利者には十分周知をいたして協力してもらはう。そして、この事業を進めるにつれて適当な援助が得られるような措置を講ずることを期待しておるわけでございます。なお、それらの説明会等につきましては、地方公共団体の吏員にも立ち会つてもらふことを頼むように省令で定めたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○加藤委員長 山中委員に申し上げますが、大臣は参議院の本会議で採決がありますので、二十分までに退席するということですから、ありましたら……。

○石川委員 大臣が退席されるそうです。この際、この法案に直接の関係はございせんけれども、非常に密接な関係がある朝霞村の返還の問題について、大臣の所見を一つ伺つておきたい。と申しますのは、この公共用地の取得に関する特別措置法案というのは、もちろん公共用地を円滑に取得したいという目的をもつて作られた法案であることは言うまでもございせんけれども、その大きな原因といたしましては、やはりオリンピックまでに何とか道路を整備しなければならぬというの大きな要素として働いておることは否定できないと思ひます。われわれといたしましては、オリンピックに備へての首都高速道路公団というものができて、いろいろ進捗をされておることはよく承知しておりますけれども、御承知のように、新聞で見ますと、朝霞村のキャンプの返還というものは、一時使用は認める、しかし、その途中でも緊急の必要があれば返還をしてもらうのだという非常にきびしい回答がออกมาして、われわれとしては非常にショックを受けた。これは国民全体としてもうそれだつたと思ひます。このオリンピックの行事それ自体は東京都の主催でありまして、政府が直接やる行事でない。従つて、責任の所在は東京都知事にある。東知事はその実現のために非常に努力をされた責任者であつたので、特にその感を深くするわけでございますが、しかし、そうかといつて、これはもちろん国際的な行事でもあり、日本の国をあげて国民が関心を持つておる大きな行事でもございまして、このオリンピックができて

方、批判はあつたにいたしましても、きまつた以上は、国をあげて円滑にこゝれができることを心から望んでおらない国民は少ないと思ひます。でありますけれども、今度の新聞によりまして、突如として、まことに突如としてという感じを受けるのですが、朝霞村は返還しないというアメリカの方からの回答があつたというのを聞いたのでございまして。これは国民全体ももちろんそうであつたし、政府としてもおそれる意外であつたのではないと思ひます。この朝霞村が返還になることを前提としてオリンピックの行事というものは進められた。もしこれが返還にならない、あるいは今度のように、一時使用で、緊急に必要なときにはまたその最中でも使うのだというふうなことになるという過言ではないように思ひます。そうだとすれば、オリンピックに関連する道路は朝霞村を中心として作るというふうな形になつておる。特に環状七号線とか放射四号線というものは、こういうことを前提として進められておつたわけですね。きょうの新聞によりますと、東京都の建設局では、このオリンピック道路に備へて特定街路建設事務所というものを四カ所ばかり設けておつたけれども、このようなアメリカ軍の回答にもかかわらず、三十八年度までには完成させるんだという異例の通達を出すということが報ぜられております。しかし、東京都というよりは、むしろIOCのオリンピック組織委員会の問題だらうと思ひますが、組織委員会では、このようないきなり確約を取りつけないで話を進めておつたというところに大きな問

題があつたらしいのでございまして、当面そういうことを言つても仕方のないことです。そうかといつても、確約を取りつめたという前提で東京都は高速道路の建設を進めている。もちろん政府としても、その前提においてそれに協力をしているということになりますから、もし、これができないということになりますと、ただ単に東京都だけの問題でなく、政府としても相当結果的な責任というものを持たなければならぬのではないかと、この点を、われわれとしては非常に懸念をしております。おとといあたりの朝日の夕刊ですが、「素粒子」という小さな囲み欄がございまして、「我が土は我が土ならず、か」ということが出ております。極端な言い方をすれば、わが国土はわが国土ならずかという感じが、こういうふうな回答が出て、オリンピックという国をあげての国際的な行事が変更を余儀なくされるということになりますと、日本としてはまことにきびめな感じを抱かざるを得ないわけでありまして。基地の問題とか駐留軍の問題とかやかく言おうとは思つておりませんけれども、少なくとも国際的なこのような行事が、アメリカ軍の一方的な都合でもって返還できないというふうなことで、黙つて手をこまねいて引込んでしまふというわけには私ではどうしてもいけません。日本国民としての誇りの問題にもつながつてくると思ひます。

そこで、東京都としては、政府としても積極的にその実現に協力をし、推進することになつておるといふふうなことが東知事の談話として出ておりますけれども、これは一体どうい

過をたどっているか。また、今まで確約を取りつめたということでの計画は出発されておったのかどうか、という点の一つ伺いたいと思います。

○中村國務大臣 お尋ねの点につきまして、私の承知しております範囲のことを申し上げて、お答えをいたしたいと思います。

大体、オリンピックの選手村をどこにするかという最初の当時、結局朝霞のキャンプ・ドレークか、あるいは明治神宮に接したワシントン・ハイツか、この二カ所以外にはあるまいというところとございましたが、ワシントン・ハイツの方は駐留軍の住宅が一般にありまして、これを日本の手で移転してでなければ受けることは不可能である。そういったと、移転費が概算をしましても、八十億円くらいかかりそうである。そういう経費の捻出は非常に困難であります。そうだとすれば、朝霞のキャンプ・ドレーク以外にはないだろうということになりまして、これは現在の組織委員会の構成されます前に、内閣総理大臣を会長とするオリンピック招致準備委員会というのでございまして、私もその当時委員をしておったのでありますが、国際オリンピック委員会、IOCに対して日本の具体的な回答書を提出することになりました。このころ準備委員会の事務局が中心になりました。相当の打診をいたしました。大体間違いなく返還を受けられる模様であるというところと、朝霞のキャンプ・ドレークの地域を選手村にする、こういうことでIOCに対して回答書を送ったのでござい

ます。その結果、招致の運動といいますが、要請をいたした結果、次期オリンピック大会は東京で開催するということとIOCで決定をされましたので、自來選手村は朝霞のキャンプ・ドレークにするということと進行をしてきておったようであります。

今回、はからずも、合同委員会の施設小委員会というごく部分的な席上であつたようでございますが、今御指摘のように、また新聞紙上報道されたような、回答があつたようでございます。

そこで問題は、朝霞を選手村にするということと諸般の輸送計画を立て、道路計画を進めておる。これが一体どうなるかということについて、大へんなショックを受けており、世間も心配をしておるのでございます。ただ、今度の回答の中にもございまして、桃手地区といふのは返してよろしい、桃手地区の坪数は約十坪でございます。ローマの選手村の地域は、選手村及び選手村の共同施設といつたような施設がやはり十坪以内でございまして、今回来米軍側が返却してよろしいというの

は、ちょうどその内外の面積に当たるわけでございます。ただ、組織委員会としましては、オリンピック大会を盛大に、また最も有効に開催をするのには、選手村のほかは相当規模の選手村の予備運動場を必要とするというふうなことで、朝霞が大規模に返却を受けられるものという予定の上に立てて、いろいろな予備運動場等の企画をしておつたわけでございます。今度の回答をいたしますが、この間新聞紙上に発表されたことが、もし動かないものとい

うことに支障があるということになろうかと思つております。そこで、これらの点につきましては、まだこの間の新聞に出ましたA地区、B地区という、B地区の方は射撃場の跡でございまして、松林になっておる地域でござい

ますから、かりに永久返還は受けられなくても、考えようによつては、ここで相当な予備運動場施設だけはできるのではないかと。一時使用は認めてもよいということとでございますから、予備運動場の設置はできるのではないかと。実は私自身としては、個人的にはそう考へております。しかし、できるならば、可能な限り大規模なものにして、選手の訓練、予備運動等に遺憾のないようにしたいという希望から言いますと、さらにこれは折衝を続けまして、もっと広範囲の返還を受ける方がよい、受けなければならぬというふうな組織委員会の意向に今なつておるようでございます。

従いまして、けさの新聞を私も見まして、東京都は計画はその通り進めるのだということと各建設事務所に通達をするというふうな記事が出ております。多分これは、主催団体でありまして、東京都といたしましては、こういうふうなことで何か選手村がだめになつちやうなことはだめじゃないか、あるいはオリンピックはだめじゃないかというふうな印象を新聞報道によつて世間に与えておる。従つて、事業の遂行上非常な支障が起る危険性がありますので、その危険性を排除するためには、その危険性を明らかにしまして、やはり選手村の朝霞といふことは曲げないのだということを明らかにしたいといふことではないかと私は思つておるであ

ります。いずれにいたしましても、ローマの選手村以上の地域の返還は確かに明示されておるのでございますから、おそらく東京都としては、八十億も百億もかかるワシントン・ハイツの移転措置を講じて、移転跡地を使うというより、やはり金がかからないで、選手村の建設ができる朝霞を維持していきたい、この気持には、東京都としても組織委員会としても変わりはないだろう、こう推察しております。

従つて、今後の折衝を続けた結果、どうなるかはわかりませんが、今のオリンピック開催を目標としての選手村輸送計画あるいは道路整備計画というものは何ら変化を来さないでいくべきものである、こう私自身も心得ておるような次第でございます。

○石川委員 大臣、参議院の方で急ぎになつておるのですけれども、念のため申し上げておきます。大体十坪坪の桃手地区は返還になるということでは新聞でも承知しております。これはわづかに三十町歩ちよつとのところでありまして、住宅としてはこれに間に合ふというお話がございましたけれども、しかし、何といつても、予備運動場といふものが近接してなければ、完全な快適な選手村といふに値しないというように考えざるを得ない。また、そういうことを前提として、さういふものを全部含めた区域を返還してもらうということを前提として、道路計画は進められたといふふうな承知しております。また、広大な地域が住宅地になるんだというところに非常な希望を持って、われわれとしても期待しておつたといふことは否

定できないと思つております。

それで、政府の方としては今どういふふうな方針で進んでおるかというお話がなかったが、これはアメリカとしても、日本人の国民感情からいって、国際的な行事といふものはアメリカは、なれておるかも知れませんが、日本としてはおそろく有史以来初めて、国をあげての国際的な行事といふことになるのを期待しておつた方が多いと思つて、それがアメリカ軍の一方的、といつては語弊があるかも知れませんが、せぬといふことになつたのでは、これから先の日米感情からいって決していい影響を与えない。また、われわれの感じからいいたしまして、軍事基地といふものに対しては非常に否定的な考え方を持っておりますが、それはこの委員会では申し上げませんが、それは、とにかくそういう国民感情から、これを返さないといふことになれば、アメリカに対する非常な反感を持たざるを得ない。そういうことも含めて、日本が国をあげてやる行事にアメリカが協力しなかつたという結果が生じてくることは否定できない。これは東京都の責任であるかも知れませんが、しかしながら、政府としても無関心でおるわけにいかない。結果責任だけは当然しよわなければならぬというところで、政府として、もっと高度の段階でもつて折衝するといふことをお考えになつておるかどうか、といふことを念のため伺います。

○中村國務大臣 ただいま御指摘のようになお進んでおるが、また研究をいたしますために、官房長官を中心

に、関係関係で懇談をして相談する機構を作ろう、そういうふうにして政府としても努力しようということに、本日、閣議で相談がまとまりましたので、急速に関係関係集まりまして、善処したいというつもりでございます。

○石川委員 これはぜひ一つ、政府間の交渉が実現するようにしないと、なんだことになると思うから、よろしく。

○山中(日)委員 先ほどPRの問題についてお尋ねいたしました、その御答弁があったのですが、私は今度の法律で一番大事な点は今の点だろうと思ひます。PRを徹底して、関係者が納得すればこの法律を適用する必要はないというくらいに考えまして、この法律運用にあたっては、この点について、一つ利害関係人の納得の行くような適切な方法を講ずるように強く要望いたしておきたいと思ひます。

次は、今度の法律の特色はやはり生活再建計画、こういうものを樹立しなければならぬということを規定した点だろと思うのです。これも私は趣旨としては大へんけっこうだと思ひます。従来のように、ただ補償金を払えばいい、かえ地を与えればいい、現物給付をすればいいということではなしに、被補償者の生活を再建するための計画を樹立しなければならぬということとを規定したことは大へんけっこうだと思ひます。ただ問題は、生活再建計画を立ててから初めてその取用の効果を発生するようにするのか。この計画の樹立と、それから取用の効果の発生との前後関係、それは一体どうなるのか。それから、生活再建計画というの

は、取用の一切の手続が終わつてしまつてからあとにそういう計画を立ててやるのか、それが前提あるいは条件というふうなことになるのか、その辺を一つお尋ねしたいと思ひます。

○關盛政府委員 生活再建計画の問題でございますが、この生活再建計画の四十七条は、四十六条の規定と同様に、必ずしも特定公共事業の用に供せられる土地等の権利が収用委員会の裁決を経て取得せられることにかかつておる規定じゃございませんで、およそ特定公共事業というものが実施せられる場合におきましては、四十六条にありますように、起業者は、契約によつてこの土地を起業者と関係人とが話し合ひをつける場合におきましても、現物の仕方を申し込まれて、それが適当であるという場合におきましても、そのような方法について起業者が努めなければならぬ。こういう四十六条の規定から端を発しておるわけでございます。従つて、四十七条は、土地収用委員会の裁決による権利の得喪にかかわらず、特定公共事業という認定を受けた事業に關してこの協議によつて話し合ひで実施いたします場合も四十七条に入つておる、こういうふうな御理解をお願いしたいと思います。

○山中(日)委員 その点はわかりました。そこで、それに関連いたしました、この再建計画を遂行する場合において、国または公共団体はこれに対して協力をしなければならぬというふうな規定があるわけですが、これは当然のことでありましようが、一体この協力をしなければならぬというのは、ただ

単に国、公共団体がいわゆる倫理的な協力義務を負担しただけで、当然その事業に必要な経費とかそういうものを一定の率で負担しなければならぬという負担義務というものが、この規定では明確になっておらないわけですが、この努力しなければならぬとか協力しなければならぬという規定で、はたしていかうかという点は非常に疑問に思ひますが、国または公共団体の再建計画に対する協力というのは、一体どういうことをいっておるのか。その点についてお伺ひしたい。

○關盛政府委員 この生活再建計画の一環として、国なりあるいは地方公共団体のその実施に対する努力義務を規定いたしておるわけでございます。もとより、ここに掲げてあるような宅地なり、住宅なり、あるいは職業紹介なり等の、四十七条の第一項各号に列挙する事項を生活再建計画として、補償の一部として、契約で実施するものは起業者でありますから、それが第四項に掲げてある義務でございます。国なり公共団体は、まず知事といたしましてはそれらのあつせん義務も残つておるわけでございますが、そのほかに生活再建計画の一環といたしまして、たとえば各省々の長が実施いたします事業では、国有林野でありますとか、あるいは開墾、干拓等の払い下げ、あるいは営農、営業住宅等の再建資金というふうな制度が現行制度にあるわけでございます。従つて、これらの考え方は、ある程度集团的にこういふ人たちが出た場合でも、あるいは個々の場合におきましても、それらの法令の範囲内において、知事がその中心になつてもらいまして極力その計画

を立てますから、その立てたものについて十分な措置をする、こういうのがこの規定の精神でございます。各省とも相談をいたしまして、現在最も必要な住宅等につきましては、住宅金融公庫におきまして個人の貸付の特別ワタ等が設定されておりますので、この特定公共事業の直接に必要な土地等を提供するというふうなことにいたしました。住宅が必要であるという場合におきましては、その融資の道も考えていきたい。あるいはまた、公営住宅等につきましては、都市計画事業の執行によつて土地等を取られた人に対しては、公営によらないで公営住宅の同居をする。あるいは住宅公団につきましても、建設省といたしましては、必要と認める場合におきましては公募によらないであつせんをする。こういうやり方をとつていきたいと思つております。なお、関係各省につきましても、この法律の制定をする過程におきまして呼びかけまして、このような事業が具体化したときには、この生活再建計画として知事が作成されましたものについての援助、協力の申し入れをいたしておりますので、今後法律の運用によつて具体的に実施をいたしていきたい、こういうふうな考えをしております。

○山中(日)委員 そういたしますと、結局、従来の法令でそうきまつていた補助とかあるいは負担とか、それをただ生かしてやるというだけのこと、この再建計画について、費用の負担とか、そういうものを新たに考えるという仕方ではないわけですね。

○關盛政府委員 ただいまのところは現行の制度によつてこれを活用するわけ

でございますが、必要によりましては、事業の規模とかあるいはその実施の緊急性によりまして、たとえばその地域内の全体をあげてやつていかなければならぬというふうな、大都市の交通問題で処理するための、東京のよき例でございまして、東京が全体の問題としてこれを取り上げるわけでございます。なお、それに必要な国の対策も今後の計画によつて検討して参りたい。しかし、こういう制度を法律で作りませんと、何分にもそういう踏み切りができないわけでございますから、今回の再建計画ということにこれを拡充して参りたいというふうな考えをしております。

○山中(日)委員 なお、二点ばかり簡単に伺ひます。

今度の収用によりまして被害をこうむるという点、被補償者は、金さへもらへば、それで解決がつけば問題はないわけでありまうけれども、かえ地を与えるという点になりますと、そのかえ地というものが一体どういふふうに確保されなければならぬかという問題が起るのではありません。国有地あるいは公共団体の土地ですと、割に簡単に代地を確保できるのでありますけれども、そうでない場合において、その代地というものを、こういう法律を適用する場合にどういふふうに確保するか。また、将来こういつた法律をどんどん適用しなければならぬというふうな場合に、代地の問題が必ず出てくると思ひます。その代地の確保に關する政府の考え方、計画というものが、一体今あるのかないのか。その点も承つておきたいと思ひ

ます。

○關盛政府委員 この市街地における
かえ地等が非常に問題が多いのでござ
いまして、この点につきましては、か
え地の土地収用法の例によりますと、
起業者が持つておる土地につきまし
ては、かえ地のいわゆる請求を被収用
者ができるわけでございまして、一般
的に被収用者のためのかえ地をまた収
用する、こういう循環理論はむずかしい
のでございまして。従って、このかえ
地の場合におきましては、被収用者が、
この事業主体は、大部分が国か公共団
体を実施いたします仕事でございま
すので、そういう場合におきましては、
地方公共団体が持つておるところのか
え地、また容易に取得できるところの
かえ地を提供する。特に市街地等に
おきましては、前々回の委員会でも御
説いたように、市街地改造法
の手法によらずとも、東京都はいわ
ゆる市街地改造住宅というものを一団
地の住宅経営等で実施いたしまして、
そして、沿道付近の住民をそれらの建
築物の中に収容する。こういうふうな
いわゆる建物の建築も考えた事業を並
行して実施をいたすというやり方も
とっております。これはやはり今後画
期的に進めていくという場合におきま
しては、国有財産の普通財産というも
のをどのようにするかということとの
関係もありまして、現在のところ
におきましては、そのような方法でか
え地の提供を実施するというところで進
み、また、そういう計画性を持ったも
のをこういう大規模な事業につきまし
ては、市街地方面において行なわれる
というふうなのが実情だと思っております。

○山中(日)委員 最後に一点だけ承
ておきます。公共の用のために自分の
土地なりその他の財産を提供するわけ
であります。そういう場合には、そ
の提供したことによって取得するもの
に対する課税、所得税とか、あるいは
法人税、こういった税制の面におい
て、何らかのこういった犠牲者——と
いっては多少語弊があるかもしれませ
んが——そういった人々に対して、あ
たたかい手当としてそういった税法の
面で何か考慮することがありはしない
かというふうに考えられますが、その
点については、どういうふうにお考え
になっておりますか。

○關盛政府委員 この点は、いわゆる
資産を譲渡したという形になるわけで
ございまして、それはいわゆる
土地収用によって強制的に譲渡するの
でございまして、現在の取り扱いに
おきましては、一般の租税に対する特
別の例外規定をいたしまして、普通
にかかもの二分の一の資産譲渡所得
税がかかることになっております。現
行制度におきましてはそういうこと
になっております。

そこで実は、この特別措置法が答申
になります場合におきまして、特別措
置にかかるといわれる特定公共事業の用
に供する土地につきましては、非常に
緊急にその土地等を取得するのである
から、従って、免除した方がどうか、
こういう答申も行なわれ、また一般
の土地収用につきましても、今は普通
の二分の一になっておりますけれども、
さらに軽減をする、こういうことはど
うであらうかということについて政府
に答申し、また大蔵大臣に対しては建
議されたのでございまして。しかしなが

ら、大蔵省といたしましても、この点十
分折衝をわれわれがいたしたのでござ
いますけれども、現在の租税の体系か
ら見れば、現行制度で取っているとい
うのが適正ではなからうか、こういう
判断で、租税の特別な軽減措置につ
きましては、現行制度のままで今終わ
っているというのが実情でございませ
す。

○加藤委員長 この際、お諮りいたし
ます。

昨十一日、農林水産委員会より、公
共用地の取得に関する特別措置法案に
つきまして連合審査会開会の申し入れ
がありました。これを受諾して、農
林水産委員会と連合審査会を開会す
るに御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○加藤委員長 御異議ないものと認
め、そのように決しました。

なお、連合審査会開会日時は、農林
水産委員長と協議の結果、来たる十六
日火曜日午前十時といたしましたか
ら、御了承願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

昭和三十六年五月二十日印刷

昭和三十六年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局